

## 第1章 計画策定にあたって

# 1 計画策定の背景

### (1) 計画策定の背景

#### ○少子高齢化・核家族化・人口減少の進行

- 近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化、人口減少が進行しています。また、単身世帯の増加、人々のライフスタイルの多様化などを背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会で支え合う力が弱くなっています。

#### ○地域の支援ニーズの複雑化・複合化

- 孤立・孤独、虐待、ひきこもり、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題が多様化しています。また、8050 問題や介護と育児のダブルケアなど「複雑化・複合化」した問題を持つケースがあり、社会的に注目されています。

#### ○自助・共助・公助の相互連携の重要性

- 多岐にわたる地域の課題を解決していくためには、自分でできることは自分で取り組む「自助」、地域住民同士の協力である「共助」、行政による「公助」が相互に連携し、それぞれの役割を果たし、協力することがますます重要になってきています。

#### ○地域共生社会の実現

- 国においては、平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会の実現」を掲げました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指しています。

#### ○成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画への対応

- 市の地域福祉計画及び市社会福祉協議会の地域福祉活動計画とあわせて、国や県の成年後見制度利用促進基本計画や再犯防止推進計画の動向に対応して、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」の2つの計画の策定が求められています。

## (2) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

- SDGs（エスディーゼーズ）とは「Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

### SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール



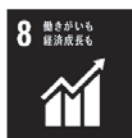
- SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念は、本計画のめざす地域共生社会の実現と方向性を同じくするものであるため、以下の関連する目標の実現をめざしていきます。



目標1 貧困をなくそう



目標2 飢餓をゼロに



目標8 働きがいも 経済成長も



目標10 人や国の不平等をなくそう



目標11 住み続けられるまちづくりを



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

## 第1章 計画策定にあたって

# 2 地域福祉・地域福祉計画について

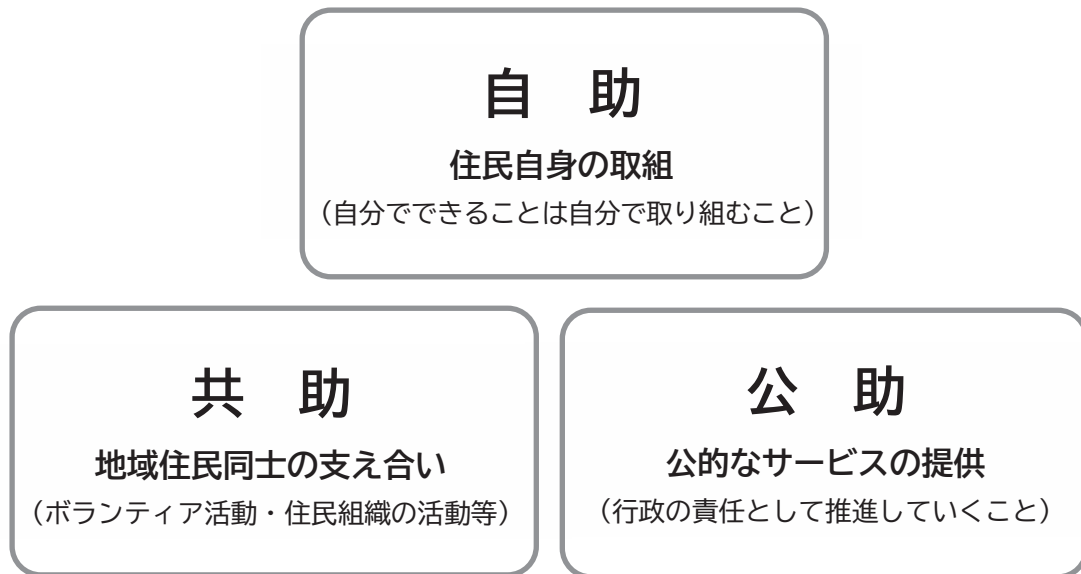
### (1) 地域福祉とは

- 少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化する中で、隣近所など地域の結びつきが弱くなっており、昔あった地域住民同士の支え合いなどの「地域力」が低くなっています。さらに、長期化・高齢化するひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、こどもや高齢者等に対する虐待、自殺者の増加など多種多様な社会問題が顕在化しています。
- このような状況の中で、すべての市民が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービスを充実するだけでなく、地域住民が主体となり、地域で困っている人を助け合い、お互いに支え合うという「地域福祉」を進めることが重要です。
- そのため、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を、市や市社会福祉協議会等と協働しながら、地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かしていく必要があります。

### (2) 地域福祉計画とは

- 地域福祉計画とは、地域住民等の参加を得て、地域の様々な生活上の課題の解決に向けて、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。
- 行政による「公助」だけでなく、自分ができることは自分で取り組む「自助」、地域住民同士が支え合う「共助」が必要不可欠であり、市民、行政、福祉関係団体等が、それぞれの役割を果たす中で、互いに力を合わせる関係を築き、「自助」「共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進していきます。

## 自助・共助・公助の位置づけ



### (3) 地区社会福祉協議会とは

- 地域における様々な課題について対応するため、地域住民同士がお互いに助け合いながら、市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、解決に向けて取り組む地域住民主体の組織である「地区社会福祉協議会」の設立が全国的に広がっています。
- 市では、8つの小学校区ごとに設立された地区社会福祉協議会において、地域の様々な団体や個人が協力し合いながら、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という共通の目的のもとに多様な活動を進めています。

### (4) 「地域」の範囲の捉え方

- 計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。
- 例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲は様々な大きさが考えられます。

≪小地域≫……………町内会、組、班など

≪地区≫……………小学校区（コミュニティ）

≪全市≫……………市全域

## 第1章 計画策定にあたって

# 3 計画の位置づけ

### (1) 本計画の根拠・計画の性格

- 本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。
- 「地域福祉計画」は、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かすという、地域福祉の推進をめざす計画です。計画の内容は、幅広い地域住民の参加を得ながら、地域での生活上の問題を解決することや、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や市の協働により推進していく上での指針となります。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられた社会福祉協議会の呼びかけにより、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して地域福祉を推進するための民間の活動計画です。
- 地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」の両計画を引き続き一体的に策定します。

#### 策定の根拠・計画の性格

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	公民のパートナーシップによる計画	民間相互の協働による計画
計画の策定主体	住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や各種団体が主体的に策定 (市町村社会福祉協議会)

#### <社会福祉法（抜粋）>

##### (市町村地域福祉計画)

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## <社会福祉法（抜粋）>

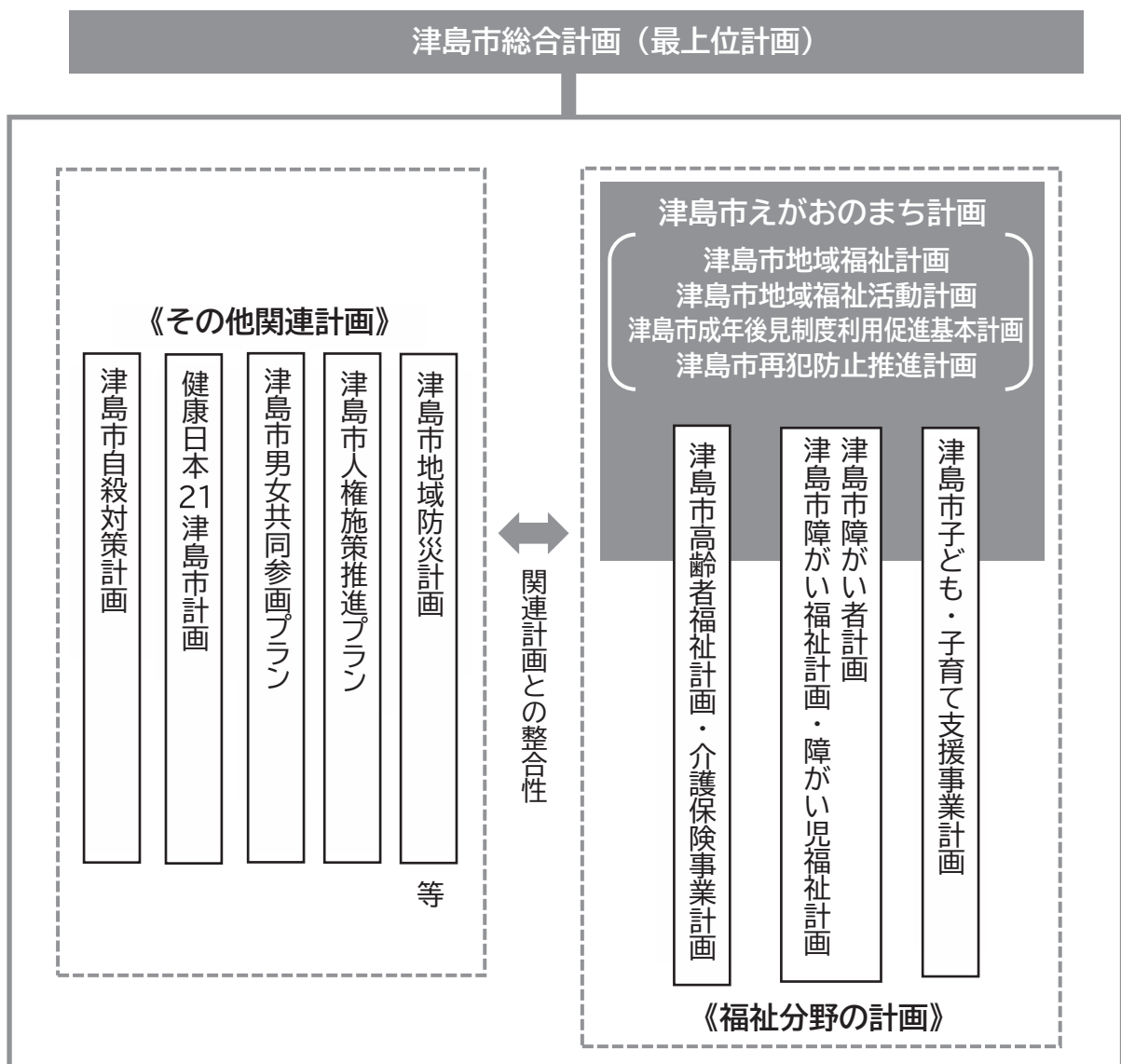
（参考）第百六条の三第一項各号（包括的な支援体制の整備）

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

## （２）計画の位置づけ

- 本計画は、津島市総合計画を最上位計画とし、既存の福祉分野等関連諸計画との整合性を保ちながら、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人々を対象として、地域課題等を解決していくための取組を示すものとして位置づけます。

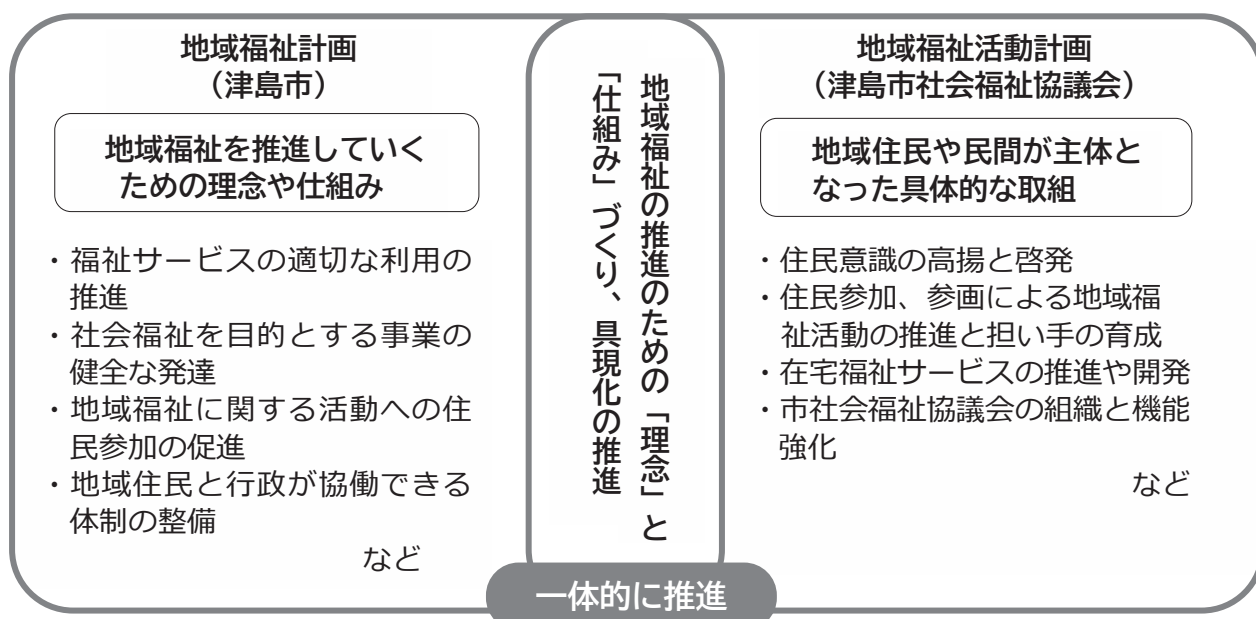
### 地域福祉えがおのまち計画の位置づけ



### (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

- 津島市の地域福祉を推進するために、市では「地域福祉計画」を、市社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定しています。
- 「地域福祉計画」は市としての地域福祉の「理念」と「仕組み」をつくる計画で、「地域福祉活動計画」は「地域福祉計画」の理念や仕組みをもとに、具体的な活動内容を考える計画となります。
- 本計画では、「地域福祉計画」における地域福祉の「理念」を効果的に進めるうえで役割を明確化するために「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

#### 両計画の関係性



## 第1章 計画策定にあたって

### 4 計画期間

- 本計画は、令和8年度を初年度として、令和12年度を目標年度とする5年計画です。なお、国の方向性や社会環境の変化等により見直しが必要な場合には、計画の見直しを行います。

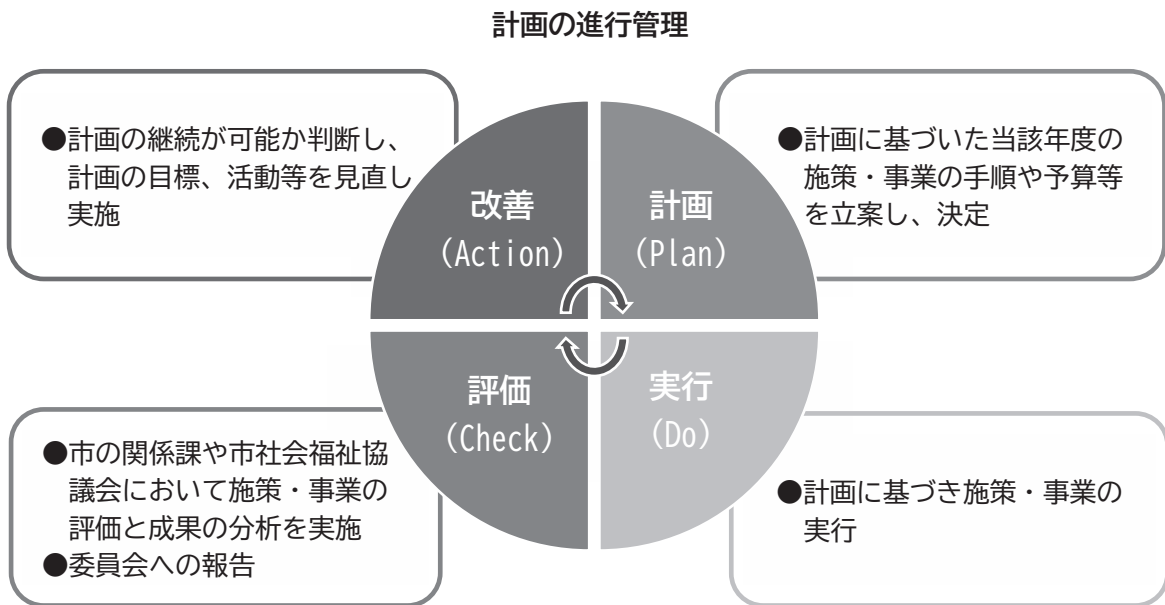
#### 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期地域福祉えがおのまち計画					第3期地域福祉えがおのまち計画				

## 第1章 計画策定にあたって

# 5 計画の進行管理

- 「地域福祉えがおのまち計画」に掲げた計画の数値目標や各施策の取組実績について、その結果を「地域福祉えがおのまち計画推進委員会」に報告し、意見聴取をするものとします。



## 第1章 計画策定にあたって

# 6 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、アンケート調査の実施や地域住民の参画を得るために、8小学校区のコミュニティ推進協議会において地区懇談会を開催するなど、地域福祉に関する課題や意見を把握し、最終的にはパブリックコメントを実施しました。
- 地域福祉に関する有識者及び地域活動団体の代表者などで構成する「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会」を設置して、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。
- 市の庁内組織としては、「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会幹事会」及び「津島市地域福祉えがおのまち計画策定委員会専門部会」を設置して協議、検討を行いました。なお、事務局は福祉課と市社会福祉協議会が務め、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。